明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府五九）　一
〔省　令〕
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二五）　九
〔告　示〕
○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の規定に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定した件（経済産業・国土交通六～八）　一五
〔官庁報告〕
国家試験
第七十四回獣医師国家試験（公告）（農林水産省）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達関係　四六
会社その他
会社決算公告　四八

府令

○内閣府令第五十九号

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第二項及び同法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十八条第三項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第四号、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項前段並びに信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第十二条の五第一項第三号の規定に基づき、並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律を実施するため、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年十月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄